

奈良県メデイカルコントロール協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十二号

奈良県メデイカルコントロール協議会規則の一部を改正する規則

奈良県メデイカルコントロール協議会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第六条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 会長は、前項の委員のほか、必要に応じて消防機関の職員又は学識経験を有する者を専門委員会の委員に加えることができる。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。